

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（市町村の処理等）

第6条の2

1～3 略

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6～7 略

（報告の徴収）

第18条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者（中略）、に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分（中略）に関し、必要な報告を求めることができる。

2 略

（立入検査）

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者（中略）の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所（中略）に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分（中略）に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 略

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成5年門真市条例第23号）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及びその事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を図ることにより、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物になった場合において、市が行う廃棄物の処理に支障が生じないようその処理に関する技術開発に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量推進及びその適正な処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

（指導又は助言）

第7条 市長は、廃棄物の減量及びその適正な処理の確保並びに清潔の保持のため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（占有者の協力義務等）

第10条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については種類ごとに各別の容器に収納し、それを集積場所（集積場所として告示された場所をいう。以下同じ。）に集める等、市が行う一般廃棄物の減量、収集、運搬、再生及び処分に協力しなければならない。

（多量の一般廃棄物）

第11条 市長は、事業活動に伴って1日の平均排出量が100キログラムを超える一般廃棄物を生ずる占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。